

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【公表番号】特表2016-505659(P2016-505659A)

【公表日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-012

【出願番号】特願2015-544435(P2015-544435)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 K	3/26	(2006.01)
C 08 K	3/30	(2006.01)
C 08 K	3/32	(2006.01)
C 08 K	5/09	(2006.01)
C 08 L	7/00	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 K	3/26	
C 08 K	3/30	
C 08 K	3/32	
C 08 K	5/09	
C 08 L	7/00	
C 08 K	3/04	
B 60 C	1/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月25日(2016.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タイヤトレッドが、未加硫状態で、少なくとも1種のジエンエラストマーと、50phrより多い補強充填剤と、5と25phrの間のナトリウムもしくはカリウムの炭酸塩又は炭酸水素塩と、2と20phrの間の酸性塩とを含む熱発泡性ゴム組成物を含有し、炭酸(水素)塩及び酸性塩の総含量が10phrより多く、前記酸性塩が、

無機多酸の酸性塩で、前記酸性塩のアニオンが、硫酸水素塩、硫化水素、亜硫酸水素塩、リン酸水素塩及びリン酸二水素塩からなる群から選択されるか、或は、

有機多酸の酸性塩で、前記酸性塩のアニオンが、ジカルボン酸もしくはトリカルボン酸のモノカルボン酸塩又はトリカルボン酸のジカルボン酸塩のいずれかである、タイヤ。

【請求項2】

前記ジエンエラストマーが、天然ゴム、合成ポリイソブレン、ポリブタジエン、ブタジエン共重合体、イソブレン共重合体及びこれらのエラストマーの混合物からなる群から選択される、請求項1記載のタイヤ。

【請求項3】

前記ゴム組成物が50～100phrの天然ゴム又は合成ポリイソブレンを含む、請求項2記載

のタイヤ。

【請求項 4】

前記組成物が、シス-1,4-結合が90%より多いポリブタジエンを50~100phr含む、請求項2記載のタイヤ。

【請求項 5】

前記ゴム組成物が、20において液体である可塑剤を更に含み、その可塑剤の量が、前記補強充填剤の前記液体可塑剤に対する質量比が2.0より大きい量である、請求項1~4のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項 6】

前記酸性塩のカチオンが金属カチオンである、請求項1~5のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項 7】

前記金属カチオンの金属が、アルカリ金属、アルカリ土類金属又は遷移金属である、請求項6記載のタイヤ。

【請求項 8】

前記金属カチオンの金属が、リチウム、ナトリウム、カリウム、マグネシウム及びカルシウムから選択される、請求項7記載のタイヤ。

【請求項 9】

前記酸性塩が、ナトリウム、カリウム又はカルシウムのリン酸水素塩及びリン酸二水素塩から選択される、請求項8記載のタイヤ。

【請求項 10】

前記酸性塩が、クエン酸のモノナトリウム塩、ジナトリウム塩、モノカリウム塩、ジカリウム塩、モノリチウム塩及びジリチウム塩から選択される、請求項8記載のタイヤ。